

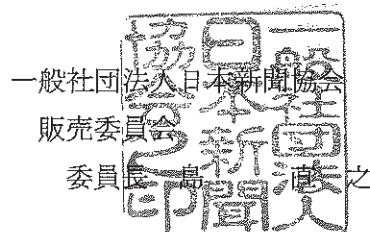
新 協 業 111 号

平成28年12月21日

内閣府

消費者委員会

委員長 河 上 正 二 殿



消費者委員会成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ
報告書（素案）に対する意見

貴委員会ワーキング・グループ（WG）でまとめた報告書（素案）に対し、当協会は以下のとおり意見を表明します。

12月20日開催のWG会合で、民法改正により成年年齢が18歳以上に引き下げられた場合、新たに成年となる若者の消費者被害の拡大を想定し、その対応策として、特定商取引法および消費者契約法の改正による法的措置の方向性が示されました。新聞業界は新成年の消費者被害の拡大防止には賛同しますが、法的措置の方向性が事業者の正当な営業活動に影響を及ぼし、事業者・消費者双方に混乱を招く恐れがある点は強く反対します。

民法との整合性を踏まえた見直しを求めます

事業者への規制など法的措置は、民法改正論議の本質に関わるものと考えます。契約の自由の原則は民法における柱の一つであり、その下で18、19歳を成年として認める場合、民法上の判断能力が備わっているとみなすことが原則となります。現在、WGで審議されている法的措置は、民法上の基本原則、改正の意義とどのように整合性が図られているのかが不透明です。

そもそも事業者、消費者にかかわる重大なテーマに関する審議にもかかわらず、事業者を含め広く国民に意見募集も実施せず、どのような経緯で法改正による対応措置を導き出したのかが分かりません。12月中に報告書を取りまとめているにもかかわらず、12月20日になってようやく具体的な内容が示されるという審議・運営方法に問題があると言わざるを得ません。

さらに、貴委員会が消費者庁長官から意見を求められたのは「新たに成年となる者」の消費者被害の問題であるにもかかわらず、18歳から22歳を「若年成人」と想定した法改正を提案していることは諮問の範囲を逸脱した内容で、成年年齢引き下げとも完全に逆行した動きです。引き下げの意義を真っ向から否定し、民法改正の流れと矛盾する内容とも受けとめられます。

正当な事業活動と消費活動の排除につながる過剰規制には反対します

WGが特商法において「若年成人の知識・判断力等の不足に乗じて契約を締結させる行為を行政処分の対象として明確化すること」を求めている点に関しては、営業活動の現場で混乱を招き、消費者を取引から排除することにつながり、看過できません。リスクの高い金融・投資取引のみならず、新聞をはじめ一般的な商品まで過剰な規制の対象とすれば、契約行為を萎縮させ、経済活動を低下させかねません。「若年成人の知識・判断力等」がどの程度のレベル、範囲を指すのか不明であり、取引が不安定となることを懸念します。

仮に、新成人の消費者の収入等の把握などを事業者を求めることになれば、消費者はこれまで求められなかったプライバシー情報を提供せざるを得なくなり、一部の悪質な事業者による消費者の被害が拡大する恐れもあります。新成人を消費活動から排除する結果にもつながり、事業者・消費者双方にとって負の影響が大きいと考えます。

特商法の執行強化による対応を求めます

現行の特商法においては、クーリングオフ規定をはじめ、不相当と認められる禁止行為が定められています。11月15日開催のWG会合で消費者庁は、特商法施行規則第7条第2号（「老人その他の者の判断力の不足に乗じ、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結させること」）、同第3号（「顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行うこと」）は、高齢者のみならず若年者も保護対象としているとし、規則変更の必要性を否定しています。これらの既存の規定によって新成人が保護できないとすれば、それは法執行の問題となります。新たな法的措置は、屋上屋を架すだけで、消費者教育の拡充、事業者側の自主的な取り組みと併せて、現行法の執行強化によって新成人の保護を図るべきだと考えます。

諮問の範囲を超えた提案には反対します

また、消契法において「消費者の年齢や消費生活に関する知識・経験・能力に応じて、適切な形で情報を提供するとともに、当該消費者の需要や資力に適した商品・役務の提供に配慮する」ことを努力義務として設けることについても、先述のとおり、消費者のプライバシー情報の悪用を招く危険性を考慮し、慎重に検討すべきだと考えます。消費者基本法第2条第2項（「消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない」）がある中で、あえて新たな規定を追加する必要性は認められません。

同様に、消契法において「若年成人等の消費生活上特に配慮を要する消費者に対して、事業者がその配慮を要する事情につけ込んで締結した契約を取り消すことができる」とする規定の新設に関しては、「特に配慮を要する消費者」「つけ込んで締結した契約」がどのような定義、要件に基づくものか不明であり、事業者が対応できず、取引の安定性が失われます。また、現行の消契法において、強引な勧誘など不適切な勧誘行為があった場合の契約取消な

どが既に規定されており、現行法をこれまで以上に周知することが重要と考えます。さらに、「若年成人等」の「等」が新成人にとどまらず、高齢者ら社会的弱者に拡大するとみられ、諮問の範囲を逸脱した法的措置の提案であることは先に指摘したとおりです。

消費者教育の充実による対応を求めます

新聞業界では現在、若者に限らず、新聞販売における苦情の撲滅に自主的に取り組んでいます。当協会は先の意見書（11月18日付新協業92号）で、事業者の正当な営業活動が阻害されることがないように慎重な検討を要望しました。民法改正に対応するのであれば、新成年となる若年層に対する消費者教育の充実が必要であり、事業者側の自主的な取り組み、現行法の執行強化によって対応すべきだと考えます。

消費者教育の充実については、学校だけでなく、家庭における教育も有効だと考えます。「若年消費者被害防止の社会的周知のための国民キャンペーン実施」なども含め、新聞業界として協力する考えです。

以 上